

# 地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

井川克彦

## — はじめに

### 1 課題設定

明治6（1873）年に始まった生糸改会社を中心とする政策（生糸改会社政策）は、国内の生糸流通・生産に対してどのような意味を持ったのであろうか。本稿は、この問いに答えるための一つの作業として、地方生糸改会社規則の検討を行う<sup>1)</sup>。地方生糸改会社によって行われた改め（アラタメ、生糸検査）、いわゆる「地方改め」の実態を解明するにはそれが不可欠だからである。まず、政策の骨組みを再確認しながら地方改めについて説明しよう。

政府は、輸出生糸の粗悪化に対処すべく、中央集権的な生糸改め制度を実施した。輸出生糸については、開港場改めと地方改めの二段構えとされ、前者は横浜生糸改会社が、後者は各産地に作られる地方生糸改会社が行うこととされた。横浜生糸改会社は居留外国商人（外商）への売込（委託販売）を行う横浜生糸売込商（売込商）によって組織され、これを介さずに外商へ生糸を販売することは不可能となった（以下「生糸改会社」をKKと略記する。例えば横浜生糸改会社は横浜KK、横浜生糸改会社規則は横浜KK規則<sup>2)</sup>）。

地方KKは生糸「製造者」と生糸売買者によって産地ごとに組織され、地方改めに関わる諸業務を行うことになった。まず、生糸・繭などの売買に必須とされる鑑札の下付が地方KKへの加盟を前提として行われ、次に政府は地方KKを介して「製造者」に生糸印紙を下付（売下げ）し、これに「製造者」印を押して生糸に巻きつけること（以下「印紙巻用」）を「製造者」に義務付けた<sup>3)</sup>。地方KKによる改めとは、生糸の品質とともにこの生糸印紙をチェックし、その上で生糸に地方KKの会社印を押すことであった。輸出生糸についてさらに行われた横浜KKの改めの基本は、生糸に規則通りの地方改めがなされているかを確認することであり、生糸に問題があった場合には地方改めを行った地方KKの落度であるとされた。

このように生糸改政策の改め制度は地方改めに基本を置いていたのであるが、地方改めは流通段階のどこで、誰が受けるものとされたのであろうか。「印紙巻用」については、生糸製造取締規則（明治6年1月太政官布告第32号）によって「製糸人」に義務付けられていたので、「製糸人」の定義の問題はあるものの、その実施方法は明快であった。しかし、地方改めについては、生糸製造取締規則・横浜KK規則に明確な規定がない。前者は「印紙巻用」について定めたものであ

り、「改め」という語句はその条文にないが、その付図の中に「会社改印並製造人封印」が示されている（後掲第2図参照）。政府は、民間営為への政府関与を外交問題化しようとする列強に配慮し、「改め」の実施を民間の自主的な行動と装おうしたのであろう。「改め」を基本的に定めたのは横浜KK規則であり、政府は「横浜湊及ヒ国々生糸売買人并製造人共協議ノ上」定めたものとして横浜KK設立と横浜KK規則を布告したのであった。横浜KK規則は開港場改めに関する条文を中心に構成されているが、地方改めとその際の地方KKの押印については次のように言及しているに過ぎない。

「但、改之節会社にて改済之押印可致事」（第一條但書）。

「開港場生糸会社におもては右結紙〔生糸印紙〕え其地方生糸会社之押印を證とし相改可申事」（第二條）<sup>4)</sup>

要するに、地方改めをどのように行うかは地方KKに任されるというタテマエであり、それを規定するのは地方KK規則であった。そして、実際には、大蔵省租税寮の強い行政指導の下に各地方KK規則の作成が行われ、地方改めの方法も定められたのである。

地方KK規則の条文は中央政府側には残っていないようであり、県庁文書などに残された規則条文は『信濃蚕糸業史』などの文献で紹介されているが、これらの条文を検討した論考としては八王子KK規則を取り上げた沼謙吉論文しか見当たらない<sup>5)</sup>。実は、八王子KK規則は地方KK規則でも特殊なものであった。同論文では、八王子KK規則は明治6年2月に作成され、同年5月に改正されたとされているが、正確に言えば、2月の規則は神奈川県（権令大江卓）によって認可・布達されたものの大蔵省の認可を得ておらず<sup>6)</sup>、改正された5月の規則を大蔵省は認可したのであった。そして大蔵省は6月以降各地方KK規則の作成に当って八王子KK規則を模範にするように各府県に指示したのである<sup>7)</sup>。

以下では、前提作業として八王子KK規則の内容を確認した後、筑摩県・長野県・群馬県側に残った生糸改会社規則の条文を比較検討し、地方改めに関する具体的論点を把握する。次に、地方KK規則作成に当たって大蔵省が各府県に出した指示を検討し、最後に地方改めの問題を中心に生糸改会社政策の意味について言及する。

## 2 八王子生糸改会社規則

1873年5月に大蔵省の認可を受けた八王子KK規則は第1表のような15条から成っていた。幾つかの点につき、補足説明をしておこう。

第一則。（表の（1）、以下同じ）。「伺済別冊規則」とは横浜KK規則のことであろう。

第三則。「市日」が「八王子 四八ノ日」のように決められ、社長・副社長・世話役・目利人らが4ヶ所に分かれて出張し改めをする規定である。

第七則。改正前は「御国用生糸儀者会社改済之上売買取引可致事」であったが、改正後は「海外輸出并内国之分とも製造人規則之通相心得銘々押印いたし会社江差出し改済之上売買取可致事」となった。

第九則。残金につき、改正前は社中積立に応じて割り戻す規定であったが、改正後は翌年に回すことになった。

第十一則。「毎月末」という簡潔な表現に改正されたが文意に変化はない。

## 地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

第十三則。改正によって「二人ツ、」

が追加されたが大意に変化はない。

第十四則。改正前の第十四則が第十五則となり、新たに挿入された箇条であり、原文は、「第七則之通生糸者会社江差出改請候得共海外輸出之分者売買之後会社江差出改請候儀者妨ケなしと雖モ内国用之分者会社改前売買致ス間敷候事〔但書き省略〕」である。

さて、沼謙吉によって、第七則と第十四則が矛盾していることが既に指摘されている。実際、当時大蔵省からこの規則を示された地方側がこの矛盾を指摘している（後述）。しかし、第七則にある「製造人規則」は生糸製造取締規則を指すであろうが、それはもっぱら「製造者」の「印紙卷用」義務について定めたものであった。改正前の第七則条文は、輸出用生糸については会社改めは不要、下手をすれば「印紙卷用」も不要であるという誤解を与え兼ねない。したがって、すべての生糸について「印紙卷用」と「改め」が必要であることを明示する（「海外輸出并内国之分とも」「銘々押印」する）ことが条文改正の主たる意図であろう。その上で会社の改めについては第十四則で定めていると見れば、条文間の矛盾というより改正後第七則の「会社江差出し改済之上売買可致」が表現不足であったのであろう。

前述のように、大蔵省が6月以降に範例にせよと府県に指示した際の八王子KK規則とは、時期からみて改正後の八王子KK規則であったと思われる。もっとも、神奈川県は3月3日付け大江卓許可の奥書と共に改正前の八王子KK規則を布達として印刷・配布しているので<sup>8)</sup>。6月以前に各地で地方KK規則を起草する際に改正前の八王子KK規則が参照された可能性はある。

さて、いよいよ3県の地方KK規則の具体的検討に移ろう。

## 二 1873年の地方生糸改会社規則

### 1 筑摩県

第2表は「長野県庁文書」<sup>9)</sup>などに条文が残っている筑摩県の地方KK規則の一覧である（以下、区別のために一覧表で用いた記号を適宜用い、また飯田KK規則第二条をT7(2)のように記す)。筑摩県では松本KK・諏訪KK・飯田KK・高山KKの4本社と15分社（出張会社）が置かれた<sup>10)</sup>。明治6年5月付けの「筑摩県管下生糸改会社規則」という草稿（T1）があり、当初、筑摩県全体で一つの規則案が作られたが、大蔵省の指示により個別の会社ごとに規則が制定される

### 第1表 八王子KK規則（改正後）

明治6年5月

- (1) 横浜生糸仲間にて改め方取決めに付き伺済別冊規則の通り取計う。
- (2) KKを八王子駅に、ほか3ヶ所に出張所を設置して改める。
- (3) 会社詰合人（社長・副社長・世話役・目利人）の人数、市日＝改日。
- (4) 改め事務取扱の時間。
- (5) 会社普請その他諸入費は社中積立金で支払う。
- (6) 会社詰合事務は月番2人で行う。
- (7) 輸出用国内用とも生糸は会社改め済の上売買すべし。繭玉屑も同様。
- (8) 社中身元金は社長・副6名各500両、輸出入買次人各200両、仲買は何人寄り何程出金してもよい。
- (9) 改め手数料で会社諸入費を払い、経理につき県庁の検査を受ける。
- (10) 結紙元結はKKで売り渡す。遠隔地には取次所を設ける。
- (11) 会社諸勘定は毎月取調べ決算する。
- (12) 為替取扱方2人を置く。
- (13) 社長・副社長は2人ずつ6ヶ月ごとに交代する。
- (14) 輸出用生糸は売買後に改めを受けて差支えない。
- (15) 違背しないよう注意し、違反者は県庁へ申告し荷を没収し過怠金を取る。

注) (1) は第一則。(n) は第n則。

資料) 沼謙吉 [1974]。

第2表 筑摩県・長野県のKK規則一覧(その1)

略号	作成主体	名称	日付	条数	修正	備考
T1	筑摩県管下KK <sup>(1)</sup>	KK規則	M6.5	(19)	無	
T4	松本KK	KK規則	M6.5	(18)	有	T1と同じ条文に下げ紙。
T2	松本KK	KK規則	M6.6	24	無	T3の控。「信蚕史」303頁。
T3	松本KK	KK規則	M6.6	24	有	M6.7.15T県が租税寮に提出したもの。
T5	高山KK	KK規則	M6.7	17	有	M6.10.8租税権頭が差戻したもの。
T6	高山KK	KK規則	M6	18	無	M6.10.29高山出張所が上申したもの。
T7	飯田KK	KK規則 <sup>(2)</sup>	M6	20	有	M6.10.8租税権頭認可。表紙に「控」と記入。
N1	長野県管下KK <sup>(3)</sup>	KK規則追補	M6.5.29	10	無	「信蚕史」301頁。
N2	長野県管下KK <sup>(4)</sup>	—	—	?	無	本文参照。

資料)「長野県庁」M6-1 (T1, T4, T2, T3)、M6-2 (T5, T6, T7)、M6-3 (N1, N2)。

注)「略号」「作成主体」欄; Tは筑摩県、Nは長野県。太字は認可された規則条文。

「名称」欄; KK規則=「生糸改会社規則」、KK規則追補=「生糸改会社規則追補」

「条数」欄; 条文の数。括弧付は番号なしの簡条書。

「修正」欄; 修正指示の下げ紙、掛け紙、朱筆の有無。

「日付」; 規則に付された日付。

—は記載がないことを示す。

(1); 記名は筑摩郡KK・同出張K、飯田町KK・同出張K、諏訪郡飯島村KK・同出張K、飛騨国高山町KK・同出張K (Kは「会社」の意)。

(2); 表紙に「信濃国伊奈郡飯田生糸改会社規則」とある。本文題名は「生糸改会社規則」。

(3); 記名は「各生糸改会社 長副惣代 埴科郡屋代村 社長 唐木銀三郎」

(4); 岩村田KKを除く10会社の社長らが署名した認可願あり。

ことになったことが分かる。松本KK・諏訪KKの規則は9月に、飯田KK規則は10月8日に、高山KK規則は12月上旬頃に大蔵省から認可された<sup>11)</sup>。このうち飯田KK規則については認可され確定した条文が「長野県庁文書」

にあるが、松本KK規則・高山KK規則については大蔵省から差し戻された認可前の条文が残っているだけであり、諏訪KKについては認可前の条文さえない。この他に1874年1月以降に定められた規則があるが後に回し、1873年中の各規則案の内容について確認していききたい。

まず、認可された条文である飯田KK規則(T7)の内容を確認する。全20条の条文の内容を第3表に要約した<sup>12)</sup>。生糸製造取締規則・生糸売買鑑札渡方規則や横浜KK規則にある内容を確認・具体化したものが多く、(1)~(8)は

第3表 飯田KK規則(T7)

(明治6年秋)

- (1) 御頒布の規則、横浜KK規則を堅守する。
- (2) 会社を飯田町に、出張会社を阿烏村・宮田村に設置する。
- (3) 詰合人(副社長・目利人・世話役)の人数。
- (4) 改めの事務時間。
- (5) 生糸印紙の売渡は会社・取次所で行う。
- (6) 諸入費は改め手数料の内から支払う。
- (7) 身元積立金は正副社長で5千円出金し建築にあて残金は社中へ貸付ける。
- (8) 会社へ何人加盟してどれ程出資してもいい。
- (9) 7~10人で組合を立て相互に濫製・不正がないようにする。
- (10) 40~50人で惣代を選挙、惣代は会社へ集まり繭売買に至るまで注意する。
- (11) 提造糸の封印巻紙は生漉紙を用いる。
- (12) 出張会社は日誌を付け会社へ提出する。
- (13) 山蚕糸の取扱は生糸に準じる。
- (14) 社中は鑑札を所持する。手代分鑑札は届出て添状を受ける。
- (15) 添状の記載事項。
- (16) 手交代は届出て添状を書替える。
- (17) 検印を捺す位置。
- (18) 節立や汚染などの糸には「改玉糸」「改落糸」と改印する。
- (19) 生糸揚棒出来次第売却前に会社に持参して改めを受ける。
- (20) 以上を守り協議する。犯則者は製品を取上げ県庁に上申し御処分を乞う。

資料) 第2表参照。

## 地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

八王子KK規則（第1表）にも似たような規定がある。（3）の詰合人の人数や（7）の身元積立金の金額など比較検討の価値がある規定や、地域に固有な（13）のような規定もあるが、省略しよう。今まで見られなかった規定として、「組合」「惣代」に関する（9）（10）、揚枰が出来しだい売却する前に会社改めを受けることを義務づけた（19）が注目される。

T7の前段階の規則案は残っていないが、「長野県庁文書」によって、前段階の規則案には、八王子規則（改正後）第三則のような改めを行う「定日」の規定や、T7（19）と同様の売却前の改めを義務づけた規定などがあったことが分かる。飯田KK側では、飯田辺では生産者が零細で盛期には毎日「他国へ輸出」し、次の改めの「定日」まで待っていると難渋するので「定日」の規定はなくしたい、「定日」を設けないとすれば「生糸揚枰揚出来次第売却ノ期ヲ待ス云々」という箇条も省きたいと上申している<sup>13)</sup>。結果としてT7では「定日」を設ける規定は削除されたが、売却前に改めるという規定は残されたのであった。

次に、当初の案であった筑摩県管下KK規則（T1）を見ると（第4表）、T7（7）（20）のような資本金規定・罰則規定はないが、「組合」「惣代」規定は当初からT1（1）（2）としてあり、売却前改めの規定もT（13）にある。さらに、T7にはない賃引糸の揚返についての規定T1（3）のあることが注目される。すなわち、小枰のまま引子が持参し製造主の前で揚げ返す旨の規定である。この規定においては、引子を雇傭する生産組織者（問屋制経営者）が「製造人」「製造主」（原文）と表現されていることにも留意しておきたい。

第4表 筑摩県管下KK規則（T1）

明治6年5月

- (1) 7～10人で組合を立て相互に注意する。
- (2) 40～50人で惣代を選挙、惣代は会社へ集まり繭売買に至るまで注意する。
- (3) 賃引糸は小枰のまま引子が持参し製造主方にて大枰に揚返す。
- (4) 提造糸の封印巻紙は生漉紙を用いる。
- (5) 出張会社で日誌を付け会社へ提出する。
- (6) 山繭糸は鬚結造に準じ印紙を用いる。
- (7) 山繭糸は2繰で印紙1枚を用い、1把に中結印紙を用いる。
- (8) 鑑札は手代などにも渡す。
- (9) 手代分の鑑札は届出し添書を受ける。
- (10) 添書の記載事項。
- (11) 手交代は届出で添書を書替える。
- (12) 箇立の糸荷は筵包に「松本改」などの焼印を押す。
- (13) 揚枰出来次第売却前に会社に持参して改めを受ける。
- (14) 繭売買は秤量貫目で行う。
- (15) 会社印、生糸改印の図解。
- (16) 検印を捺す位置。
- (17) 印紙残部は会社経由で返却する。
- (18) 生糸品等を分け目的印も押す。玉染糸は「改玉糸」「改染糸」と捺す。
- (19) 端糸は改めの際に巻紙に量目を書記する。

資料) 第2表参照。

これらの点が二つの松本KK規則案（T4・T3）を経過する間にどうなったかを確認すると、T3の要約のみを第5表に掲げて置くが、資本金規定や罰則規定は途中で追加されたこと、「組合」「惣代」の規定や揚枰出来しだい売却前に改める旨の規定がずっと存在していること<sup>14)</sup>、T1（3）にあった賃引生糸の揚返に関する規定はT3が大蔵省に提出された段階で削除が指示されたこと<sup>15)</sup>、が判明する。

残る二つの高山KK規則案（T5・T6）は7月および秋頃のものであり、その条文はいずれも飯田KK規則の確定条文であるT7によく似ている（表出は省略する）。すなわち、資本金規定・罰則規定、「組合」「惣代」に関する規定、売却前に改める旨の規定を有するが、賃引糸の揚返に関する規定を欠いている<sup>16)</sup>。

## 第5表 松本KK規則 (T3)

明治6年9月

- (1) 御頒布の規則、横浜KK規則を堅守する。
- (2) 会社を松本町に、出張会社を會田町…に設置する。
- (3) 詰合人 (副社長・目利人・世話役) の人数。
- (4) 市日定日 (松本町は三八五十の日、…)
- (5) 改めの事務時間。
- (6) 生糸印紙の売渡は会社・取次所で行う。
- (7) 諸入費は改手数料の内から支払う。
- (8) 身元積立金は正副社長で1千5百円出金し建築にあて残金は社中へ貸付ける。
- (9) 会社へ何人加盟してどれ程出資してもいい。
- (10) 7~10人で組合を立て相互に濫製・不正がないようにする。
- (11) 40~50人で惣代を選挙、惣代は会社へ集まり繭売買に至るまで注意する。
- (12) 賃引糸は小枠のまま引子が持参し製造主方にて大枠に揚返す。
- (13) 出張会社は日誌を付け会社へ提出する。
- (14) 山繭糸は鬚結造に準じ印紙を用いる。
- (15) 山繭糸は2繰で印紙1枚を用い、1把に中結印紙を用いる。
- (16) 手代分の鑑札は届出し添書を受ける。
- (17) 添書の記載事項。
- (18) 手交代は届出て添書を書替える。
- (19) 揚枠出来次第売却前の市日に会社に持参して改めを受ける。
- (20) 検印を捺す位置。
- (21) 提造糸の封印巻紙は生漉紙を用いる。
- (22) 玉染糸は「松本改玉糸」「松本改染糸」と捺す。
- (23) 端糸は改めの際に巻紙に量目を書記する。
- (24) 以上を守り共議。犯則者は県庁に上申し製品を取上げ罰金を取る。

資料) 第2表参照。

## 2 長野県

長野県では11のKKができたが、いずれも本社のみで出張会社 (分社) はできなかったようである<sup>17)</sup>。1873年のKK規則として、5月付けの長野県管下KK規則追補 (N1) が残されているが、これは大蔵省租税寮の認可を受けられなかった案であり<sup>18)</sup>、これ以外に規則条文は見出せない。「追補」という表現は先行する横浜KK規則に「追補」という意味と思われるが、1874年の筑摩県下の地方KKで定められた規則が「規則追加」や「規則増補」と題されているので紛らわしい (後掲第11表参照)。同県は1873年7月に書き直した11会社分の「生糸改会社規則追補」を大蔵省に再提出し、租税寮は8月10日頃にこれらを認可して規則の冊子を県に下げ渡し、県はさらにそれらを各KKに渡した。11の会社ごとに規則があったのは確かだが、それらの条文は同一の内容であったのかも知れない<sup>19)</sup>。

この規則案 (N1) は第6表に要約した10条から成り、一見して八王子KK規則や筑摩県の当初案 (T1) と著しく異なっている。とくに注目されるのは当時の生糸流通に重大な影響を持ったであろう (2) (4) のような規定である。その原文は以下の通りである。

## 第二條

生糸其外物品製造人会社へ持参シテ改ヲ請ヒ候上売買致シ候ハ至当ノ儀ニ候ヘ共、衆人ノ苦情不尠候ニ付、改印無之候トモ製造印ヲ證トシテ売買致シ、買纏メ人ニテ改ヲ請候儀勝手タルベキ事。

但、製造印無之品ハ改印致ス間敷事

## 第四條

何方へ相越候テモ売買ノ儀ハ各自勝手タルベク候得共、駄荷ニ纏リ出荷ノ分ハ其産出ノ会社ニテ改ヲ受可申、其外ノ会社区組町村ヨリ申出候共決テ改印致ス間敷事。

すなわち、1駄未満の生糸は地方KKの改めを受けずに売却できるが、買集めて1駄の大きさになった生糸は地方KKの改印がなければ売買できないとしている。

当時の生産規模の小ささを考慮すれば、産地間や産地・横浜間を除く多くの取引が、1駄 (= 4箇 = 約36貫) 未満の生糸の取引であったであろう。第二條の前半を素直に読めば、政府は地方KKの改め前に生糸売買することを禁止するように指導しているが、この地方では苦情が多いためこのような緩和された規定にした、と読める。何よりも、政府の方針に対するこの地方の反発が直接に表明されているのである。また、「製造人」に加えて筑摩県下の規則 (T1~T7) には見られなかった「買纏メ人」という表現が条文に登場していることにも留意したい。第四條によれば、1駄未満の生糸については生産地から離れた別の所の地方KKで改めを受けてもいいことになる。小規模の生産者から少しずつ買集めて別の地方に売却する商人の存在が条文に顕れており、賃引を用いる生産組織者を想定した条文がある筑摩県の規則案 (T1・T4・T3) とは全く対照的であると言えよう。

その他の条文にも筑摩県の場合に見られなかった特徴を見出すことができる。地方KKの活動を規制し各人の利益を守ろうとするかのようなN1 (3) (6) (10) があり、地方KKの加盟者確定の実務を行政側の「村々戸長」に負担させるという (9) がある。(9) については、明治6年3月の神奈川県布達と同種の規定があるが<sup>20)</sup>、長野県KKは「結社同盟之人名員数取調」について「会社而已之執計ニ而者行届申間敷如シ、…一同心痛仕候」と述べこれを村吏にやらせることを県に嘆願したが、拒否されている<sup>21)</sup>。この実務は、各地方KKに所属する生糸製造人・売買者の名簿を作り、これを県に提出して政府に認可してもらうというもので、これを前提として鑑札下付と生糸印紙売下げが大蔵省から府県と地方KKを介して行われる仕組であった。これらの条文には総じて、地方KKに対する人々の冷たい視線を看取できるように思われる。

N1に対する租税寮の修正指示を受けて再提出された規則案は残っていないが、再提出の際に修正の要点を記したと思われる6月22日付けの県下10KKからの上申書 (N2) がある (第7表)<sup>22)</sup>。それによれば、KK側はN1 (9) を削除し、N1 (1) に但書を追加したほか、表にあるような条文の追加を提示した<sup>23)</sup>。このうち、表の下段にある会社資本金に関する条文が租税寮から指示を受けて追加されたものであったことが確認できる<sup>24)</sup>。

長野県の各KK規則は8月上旬に租税寮から認可されたことが確認できるが<sup>25)</sup>、最終的な条文

## 第6表 長野県管下KK規則追補 (N1)

明治6年5月

- (1) 御布令につき蚕種以外の蚕糸類売買者は社中に加盟し鑑札を持つ。
- (2) 改印なく製造印のみで売買し買纏人にて改を請けてもよい。
- (3) 相場変動が激しいので申出ありしだいすぐに改める。
- (4) どこへ行き売買しても自由だが駄荷に纏った糸は生産地のKKで改める。
- (5) 会社から遠隔の地には出張して改めを行う。
- (6) 会議・改めなどで出張の際は弁当持で不必要に出費しない。
- (7) 開港場などからの苦情は改めた会社の責任とする。
- (8) 改めの際に荷主から貫目書を提出させ送状・元控帳等を作り県庁検査を受ける。
- (9) 結社同盟人取調は社長・副では行き届かないので村々戸長に調書を提出させる。
- (10) 布告や出京惣代からの通達などは速やかに筆写・回覧する。

資料) 第2表参照。

## 第7表 長野県下KK規則追補の修正指示に対する返答 (N2)

明治6年6月22日

- a 前伺の第1條に、自家用に糸挽する者や織物用に生糸を購入し売買しない者は鑑札不要との但書を付す。  
 b 前伺の第9條は廃止する。  
 c 社長・副の出勤・交代月日の規定。  
 d 改めをしない休假日の規定。  
 e 手付金を渡した後の増金再売買は禁止する(過怠金規定つき)。  
 f 鑑札を改め地方・開港場とも社外とは取引しない。違犯者は代価を没収する。  
 g 横浜KK以外への密売は過怠金を取立て横浜KKへ納める。  
 h 社入身元金は1人一円以上出資(無利子)、他所出荷者・多量取引者は「無量」出資する。  
 i 身元金以上の預金には年6分の利子を付す。  
 j 利子付の預金は期限3ヵ月以上とする。  
 k 利子付預金による積金を用い日歩6銭で百日限の貸出をする。  
 l 以上の運営のため社長・副に適材を選する。  
 m 追々方法を設け為替荷物等を請払できるよう協力勉勵する。

資料) 第2表参照。

注) 原文の箇条に便宜的にa~mを付した。

は残っており、注目されるN1(2)(4)のような規定がどうなったかについては、残念ながら不明である<sup>26)</sup>。

## 3 群馬県

群馬県の県庁文書に1873年5月ないし6月付けの各KK会社の規則書が残っている(第8表)<sup>27)</sup>。このうち前橋KK規則(G1)には租税寮によるものと思われる朱筆修正指示の下げ紙が付されており、奥書はなく、これが認可前の規則案であることが明らかである。その他のKK規則には下げ紙などによる修正指示が付されており、奥書もない。付されている日付から見ていずれも認可前の早い段階の案であろう。いずれも条文数が少なく、その構成はよく似ているが、どの2つをとっても細部に異同がある。租税寮は前橋KKの規則案(G1)への修正指示のみを示し、他のKKにはこれに倣うように指示したと思われる。

前橋KK規則案(G1)は第9表のようなもので、第2条と第5条が注目される。原文は以下の通りである。

## 第二條

一、生糸改会社之儀者、前

第8表 群馬県のKK規則一覧

略号	作成主体	名称	日付	条数	修正
G1	前橋KK	KK規則	M6	7	有
G2	伊勢崎KK	KK規則	M6.6	6	無
G3	富岡KK	KK規則	M6.5	5	無
G4	藤岡KK	KK規則	M6.6	5	無
G5	下仁田KK	KK規則	M6.5	7	無
G6	吉井KK	KK規則	M6.6	6	無
G7	高崎KK	KK規則	M6.6	5	無
G8	鬼石KK	KK規則	M6.5	7	無
G9	安中KK	KK規則	M6.5	7	無

資料) 群馬県庁文書「官庁御指令本書」(M5.9~M6.5、第一課)〔国文学研究資料館蔵33J/66〕。

注) 「略号」「作成主体」「日付」「条数」「修正」欄: 第2表に同じ。

「名称」欄: KK規則 = 「生糸改会社規則」、一は記載がないことを示す。

第9表 前橋KK規則 (G1)

(明治6年5~6月頃)

- (1) 生糸売買につき今般仰渡の規則に従い注意する。
- (2) 会社を前橋本陣に設立、周辺区域商人が買纏めた生糸も洩れなく出荷させ改める。国用生糸も会社改の上売買させる。
- (3) 月番社長・目利人の人数と交代、改定日・出退社時刻。
- (4) 生糸市場は従来通り本町に設立する。
- (5) 横浜出荷分は月番社長が送り証書に割印して荷主に渡す。
- (6) 会社勘定の規定。
- (7) 手数料から詰合者月給・諸入費を引き、残金あれば積立てる。

資料) 第8表参照。



地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

橋本町旧本陣松井喜平宅江取立、当所及合併ニ相成候第二大区、第三大区…第二十大区、右商人其生糸買纏候分ハ無洩出荷為致、相改可申事。

但、御国用生糸之儀も会社改済之上売買取引可為致事。

第五條

一、横浜輸出生糸出荷之分ハ、月番社長之者送り証書ニ割印いたし、右荷主江相渡可申事。

但、他会社改済之生糸自然合荷之儀申出候ハ、右同断可取建。

このように、第一に、前橋KK区域内の商人が「買纏」めた生糸は前橋KKにおいて改めること、第二に、横浜へ出荷する生糸の送状にKK社長が割印することが定められている<sup>28)</sup>。

残り8規則を概観しておくとして、第一の点については、鬼石KK規則案(G8)には類似の規定がなく、下仁田KK規則(G5)では「KKおよび出張所で」「最寄之出品無洩相改可申事」となっているが、残り6規則には「買纏」めた生糸を改める旨の規定がある。また、下仁田KK規則(G5)、吉井KK規則(G6)、高崎KK規則(G7)、鬼石KK規則(G8)は、国内用生糸は会社改めの上売買すべしという規定を独立した条文としてもっている。第二の、KK社長による送状割印の規定は、すべての規則案にある<sup>29)</sup>。下仁田KK規則(G5)、吉井KK規則(G6)では「会社において荷造りする」ことがその規定に追加されている<sup>30)</sup>。いっぽう、伊勢崎KK規則(G2)、高崎KK規則(G7)、鬼石KK規則(G8)には、前橋KK規則G1(4)の但書きのような、他のKKで改め済の生糸と合併した荷についても送状への割印を行うという規定がないが、他の規則にはある。

次に、前橋KK規則(G1)の条文に付された修正指示を見ていくと、次のような指示が目される。

まず第二條に、「製糸改方之義者其製糸人ハ勿論買受候ものニ而も御規則之印紙卷用之上差出候分相改候筈ニ有之候事」という下げ紙がある。どう修正せよと言っているのか分かり難いが、製造者の「印紙卷用」義務という原則が貫かれているのであれば、製造者が「印紙卷用」しただけで改めを受けずに生糸を売却した場合、それを買い集めた商人が改めを受けるという手続きを指示していると解釈できる。少なくとも、「買受候もの」が改めをうけるケースがあり得るとしていることは確かであろう。

次に、第五條に、「会社於テ改済之生糸者輸出并国内用共売買可為勝手筈ニ候事」という下げ紙が付されている。改めさえすれば売買は荷主の自由であるという文言は、KK幹部による送状への割印の特権を否定するものであろう<sup>31)</sup>。なお、租税寮は製造者印・会社印について国内用と輸出用を区別せずに共用する方針を取った<sup>32)</sup>。

その他の条文にも下げ紙があるが、本稿の視点からは省いても差支えないだろう。1873年10月5日付で県下9KK規則が租税寮から認可されたことは確認できるが、確定条文は不明であり租税寮とのやり取りを示す文書もほとんど残されていない<sup>33)</sup>。

以上、要点を再度確認すれば、次のようなものであった。すなわち、前橋KKなど群馬県のKK規則案は、長野県管下KK規則にみられたのと同様に、「買纏人」による地方改めの規定を持っており、地方改めを行う前に生糸売買をしてはならないという原則を厳格に適用していなかった。そして、大蔵省も「買纏人」による改めを容認したことが認められるのである。

### 三 1874年の地方生糸改会社規則

#### 1 生糸改会社政策の苦境

1874年にも追加の地方KK規則が作成された背景には、政策実施環境の大きな変化があった。これについては石井孝の叙述があるが<sup>34)</sup>、1874年の地方KK規則を理解するには不可欠であるので、「長野県庁文書」によって補いながら説明しよう。

1873年5月、「留守政府」内で孤立した大蔵大輔井上馨と同少輔渋沢栄一が退官した。渋沢は1870年頃から蚕糸業政策の立案の中枢を勤めてきたが、1872年（明治5年6月）に地租改正実施に向けて陸奥宗光が租税頭に就任し、陸奥が生糸改会社政策実施を采配することになったようである。しかし陸奥も1873年6月から省務を行わなくなり<sup>35)</sup>、結局翌1874年1月に下野する。つまり生糸改会社政策は各地で地方KK規則の作成が進行する最中に、立案・指導した渋沢・陸奥に去られることになったのである。

中央の指導者交代の故か即断できないが、生糸改会社政策に関する大蔵省の具体的作業は大幅に遅延した。生糸売買者への鑑札下付と生糸印紙類の売下げが行われなくてはならなかったが、筑摩・長野県では6月初旬になっても実施されておらず、当年度の新糸生産に影響を与え始めていた。生糸売買鑑札渡方規則は、箇立の繭の売買にも鑑札・印紙が必須であると定めていたので、規則を守ると原料繭が調達できないというトラブルが頻発した。両県ではやむなく仮鑑札を県の責任で発行し、後日これを政府発行の正式の鑑札と交換する処置を取った。生糸印紙類の下付は6月中旬以降行われたが、事前に各地方KKが申告した枚数が一度に下付された訳ではなく、年内に数度にわたって分割して下付された<sup>36)</sup>。

他方、岩倉遣欧米使節の帰国に先立って日本に戻った英国公使パークスによって生糸改会社を外交問題化する行動が始まり、1873年12月18日、政府は生糸改会社への全員強制加盟規定を自由加盟に改め、KK非加盟者との取引も自由である旨の大蔵省179号布達を公布するに至った<sup>37)</sup>。しかし、大蔵・内務両省は生糸改会社政策を撤回せず、179号布達を出したがKKを維持し退社者を出さないようにとする内達を松方租税権頭の名で府県に発し、横浜KKと連携した行動を実行していった。

翌年1月5日、租税寮官吏宮崎有敬ら2名と神奈川県権令大江卓の添翰を持参した横浜KK惣代星野惣七が長野県に来て、県庁において同県参事や上田・飯沼・屋代KK社長と面談した。次いで、その他の県下KK社長・副も招集され、租税権頭内達と同じ論旨の説諭がなされた。この際、事前に用意された「生糸製造人并会社長副江説諭趣意」なる文書が示されたようであり、それを写し各生糸KK社長・副が「一層嚴重之方法取設追々可申立候」と認め署名・連印した文書が残っている。星野は県下KK幹部による各村巡回説諭も求めたようである<sup>38)</sup>。

「長野県庁文書」によれば、1月10日以前に横浜KKと八王子KKの「規則追補」が作られており<sup>39)</sup>、おそらくはこれらを参照にしながら、各KK社長・副らは長野県管下KKの追加規則を定めた。これが1月10日付けの（長野県下各KK）「生糸改会社規則追補増加」（N4）である<sup>40)</sup>。

さらに横浜KKの要請に基づき、4月15日に主要な地方KK代表が横浜に集まって横浜KKのメンバーと協議した結果、あらためて主要なKKの代表と横浜KK社長・副が連署した「申合規則」

(7年4月付けが)が制定された(第10表)<sup>41)</sup>。全8条の内容はさきの租税頭内達に対応するものであり、外商へ対抗して団結する際のシンボルとなった感のある看貫料支払禁止や外商産地直買拒絶を掲げ、開港場・地方KKの加盟人以外への取引禁止を規定している。具体的な規定として重要なのは、開港場生糸改めの手数料の引下げ、禁止事項の違反者への罰金(生糸代価の5%)、開港場KK加盟人を荷受主とする送状を必ずつけること、などであった。

改め手数料が生糸代価0.5%から0.3%(ほかに売込口銭1%)に引き下げられたのは横浜KKに対する地方の批判が強く、これに横浜KKが譲歩したためであった。この際、来年6月以降の手数料・売込口銭については再度地方KKと協議する旨の一札が、5月付けで横浜KKから地方KK側に入れられている。また、この「申合規則」は制定の際に横浜KKから内務省勸業寮に提出して認可を受ける手筈になっていたが、実際に認可が下りたのは8月になってからであった<sup>42)</sup>。

この後の展開は措き、次に、筑摩・長野県の地方KK追加規則の内容を確認しよう。

## 2 筑摩・長野県の追加規則

現在確認できた両県下の地方KKの追加規則の内容を第11表にまとめた。T8とT9は同文で、次のような経緯で作成された。長野県に続き星野惣七が筑摩県に至り県権令・各KK幹部と協議した結果、松本KK・長野KKが「生糸改会社規則追加」(T9)を1月19日に県に提出し、県はその認可の伺いを租税寮に上げた。その後、この規則案に飯田KKの名も加えられることになったよ

第11表 筑摩県・長野県のKK規則一覧(その2)

略号	作成主体	名称	日付	条数	修正	備考
T8	飯田KKほか2 <sup>(1)</sup>	KK規則追加	M7.1.19	8	無	M7.2.20内務卿認可。「信蚕史」326頁。
T9	松本KK・諏訪KK	KK規則追加	—	8	無	M7.1.27高山が返上したもの。T8と同文。
T11	諏訪KK	KK規則追加	M7.1	8	不明	T9と同文。筆写資料。
T10	高山KK	KK規則増補	M7.1	10	無	「進達仕候」(M7.1.27高山出張所)
N3	長野県管下KK <sup>(2)</sup>	KK規則追補増加	M7.1.10	9	無	M7.1.10県へ認可願。「信蚕史」325頁。
N5	—	—	M7.1.10	9	有	N3と同文の前書・条文。
N4	長野KK <sup>(3)</sup>	社中協議社則	M7.6.15	10	無	「信蚕史」306頁。

資料)「長野県庁」M6-2(T8,T9,T10,N3)、M7-3(N5,N4)。

「平野村誌編纂資料」二十五(T11、原文書は四賀村北沢家蔵)。

注)「略号」「作成主体」「日付」「条数」「修正」欄：第2表に同じ。

「名称」欄：KK規則追加＝「生糸改会社規則追加」、

KK規則追補増加＝「生糸改会社規則追補増加」、

KK規則補増＝「生糸改会社規則補増」。

—は記載がないことを示す。

(1)：表紙に飯田KK・松本KK・諏訪KKの名があるが飯田KKの分は後筆。

(2)：長野村・飯山町・新町・中野町・須坂町・稲荷山駅・松代町・屋代駅・飯沼村・上田町・岩村田町。

(3)：史料内の記名は「水内郡長野村生糸改会社」ないし「長野生糸改会社」。

うであり、飯田KK・松本KK・諏訪KKの三者の名が付された「生糸改会社規則追加」(T8)の認可伺いが2月2日付けで県から内務卿宛てに出され、内務省は2月20日付けでこれを認可する旨を通達した<sup>43)</sup>。したがってT8は三つのKKに共通の条文として認可されたものである<sup>44)</sup>。前年のKK規則作成・認可をめぐる県と大蔵省のやりとりにおいても、松本KKと諏訪KKの規則案は同時に扱われる場合が多く、その条文も似通ったものであったと思われる<sup>45)</sup>。

さてT8(第12表)をさきの租税頭内達・や「申合規則」(第10表)と比べると、前者の内容のほとんどは後者を踏襲するものである。独自性のある唯一の条文は第3条で、原文を示すと以下の通りである。

### 第三條

一、生糸各品製作次第売却ノ期ヲ不待  
改ヲ受置可申答之処、兎角弊習ニ泥  
ミ無改之俣売買致候族モ有之、右者  
畢竟社則ニ悖リ自然杜撰弊ヲ難除ノ  
庭ニ立到候ニ付、自今社則之通り改  
済之上売買可致候事。

すなわち1873年の各KK規則にある売却前の改めの規定を厳守することを改めて定めたものであるが、これにより、1873年の松本KK規則・諏訪KK規則の確定した条文にも売却前改めの規定が存在したこと、この規定が必ずしも守られなかったこと、改めてこの3KKが売却前改めを厳守する方針を貫いたこと、が確認できる。

高山KKについては別の1月付けの条文(T10)があるが、これは認可されたものかどうか確認できない。2条多いもののその内容はT9とほぼ同様だが、売却前改めの規定がない。前述のように高山KKの前年の規則案(T5、T6)にはこの規定が存在していた。

次に、長野県の追加規則の内容を確認しよう。

第一に、「長野県下各生糸改会社」と付された明治7年1月10日付けの「生糸改会社規則追補増加」(N3)があり、これを作成するに至った経緯は前述の通りである。前年の長野県下KKの「生糸改会社規則追補」に「増加」する形式の条文であり、内容を第13表に要約した。勸業寮による朱筆訂正指示の下げ紙が付されているが、大きな変更なく認可されたようである<sup>46)</sup>。全9条の中には地方独自の規定が全くない。筑摩県・長野県の1874年1月のKK会社追加規則の基本的性格は、外商に対抗してKKを維持するという政府・横浜KKの主張を容れこれを明文化することにあつた

第12表 飯田KK・松本KK・諏訪KK規則追加(T8)  
明治7年1月

- (1) 鑑札不所持者へ売らない。
- (2) 輸出用は横浜KK加盟者以外へ売らない。
- (3) 改めが済んでから売買する。
- (4) 外商の内地直買に応じない。違背した売込商とは取引しない。
- (5) 加入希望があればすぐ県庁へ届け鑑札下付などを行う。
- (6) 粗製濫造ないようにし、発明は県庁へ申告する。
- (7) いわれのない退社禁止。万一御布令でこの規則が改正されても結社を維持する。
- (8) この社則は社中協議によるもので社外者を拘束しない。

資料) 第11表参照。

第13表 長野県管下KK規則追補増加(N3)  
明治7年1月10日

- (1) 横浜KK規則・「当地方社則追補」の趣意を固守する。
- (2) 私欲が国損を招いたので、結社して詐欺濫製を正し商権回復する。
- (3) 条約違反である外商の内地直買に応じない。
- (4) 横浜社則を遵守しKK非加入の売込商と取引しない。
- (5) 外商の内地直買に応じない。違背した売込商とは取引しない。
- (6) 休業者は退社させるが、万一結社に差響く布令があっても開港場KK・諸KK決議なしには退社させない。
- (7) 入社希望は県庁へ届け鑑札を下渡す。
- (8) 粗製濫造ないようにし、発明は相互に教授する。
- (9) この社則は社中のみ盟約で社外者は無関係。

資料) 第11表参照。

## 地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

## 第14表 長野KK社則 (N4)

明治7年6月

のは疑いない。最もよくそれを表すのが、今後もし生糸改会社の同盟に差し障るような布達が出されても民間人の自主組織という論理に拠って結社を維持することを規定したT8(7)、N3(6)である。

第二に、1874年6月15日付けの個別KKである長野KKの追加規則(N4)がある(第14表)<sup>47)</sup>。その条文は外商内地直売の拒否などの条文を欠いたまま、前年規則にあったような(4)や(8)を再度定めている。正確に言えば、次のように、改め前の売却の禁止がより明確に記されているが、それは相変わらず1駄以上の纏まった荷に限定されている。

## 第四條

一、改御印紙并会社印無之諸物品駄荷ニ纏候分他国出荷他会社区組町村江運輸致問敷事。

また、鑑札貸し借りを禁ずる(5)や、無鑑札者への繭売却を禁ずる条文(6)も前年の規則ではN1(1)に埋没していた。個別KKの規則として6月時点で制定された規則は目下のところ他に見出せない。長野KK区域の現実的必要性に根ざす所が大きかったものと思われるが、推測の域を出ない。

以上、1874年に定められた両県下の規則は、危機感を持った政府・横浜KKの生糸改会社を堅持しようとする働きかけに応じたという基本的性格を持っていた。しかし、筑摩県下の飯田KK・松本KK・諏訪KKのもの(T8)には「売却前に改めなくてはならない」という規定が、長野KK規則(N4)には「1駄未満の生糸は売却前に改めなくてもよい」という規定が、すなわち前年の規則に見られたのと同様の二つの規定が再度設けられた。このことを見逃すことはできない。

- 
- (1) 結社同盟は粗悪を矯正して協力して奨励する。
  - (2) 各地KKと一体となり私利のみを図らない。新業者を抑圧する事が往々あるが、協力すべし。
  - (3) 結紙印はもちろん製造人押判ないものは売買しない。
  - (4) 印紙・会社印ない諸物品を荷駄に纏めたものは他国、他KKへ出荷・運送しない。
  - (5) 鑑札の他人への貸渡しは規則違反あり、厳禁である。
  - (6) 鑑札ないものに繭を売却しない。
  - (7) 同盟人の不正は「規則」「規則追補」に則り処分する。
  - (8) 布告やKKからの通達は速やかに写し回達する。
  - (9) 毎年5月惣代一同会合する。
  - (10) この社則は同盟人の約定であり、改正は会議の上行う。
- 

資料) 第11表参照。

## 四 地方改めと産地

## 1 地方生糸改会社規則の性格

今までみてきたことを整理しておこう。

第一に、地方KK規則の作成は、民間業者が自主的に定めるというタテマエの下、ほぼ産地ごとに組織された1つのKKが1つの規則を持つ形で行われたが、実際には政府がその作成に大きく関与した。したがって、それは大蔵省の意図を反映するという基本的性格を持っていたが、各産地の生糸業者の利害を反映するという側面も持った。とくに認可される以前のKK規則案には後者の側面が大きく、各KKが作った規則案には大きな差異がある。また、大蔵省と地方KKを仲介した府県は、管下の各KK代表を集めて指示したり協議させたりしたから、地方KK規則はその属する県ごとの類似性を持つと考えられる。筑摩県の場合に県出張所の管轄であった飯田KK・高山KKの規則が松本KK・諏訪KKの規則に倣って作られ、群馬県の場合には圧倒的に大きな集散地であった前橋KKの規則が他KKの模範とされたと思われる。長野県については、各KK規則の条

文が基本的に同じ内容であった可能性が大きい。

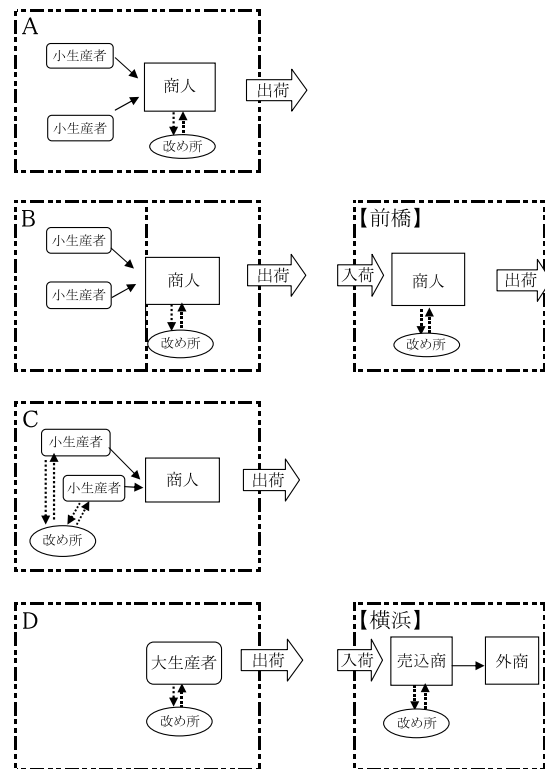
第二に、地方KK規則において注目されるものとして、地方改めに関する規定がある。その具体的な作業は、生糸の品質とともに「印紙巻用」をチェックし会社印を押すことであった。そもそも生糸の品質検査が短時間では困難であるからこそ製造者や各KKに品質についての責任が求められたのであり、地方改めにおける「印紙巻用」の、開港場改めにおける地方KK印の持つ意味は大きかった。「印紙巻用」の制度は生糸製造取締規則の規定によって比較的明確であったが、地方改めについては、生糸流通のどの段階に地方改めを位置づけるかという問題が生じた。当初の規則案において、筑摩県では改め前の生糸取引を禁止する規定が、長野県や群馬県では改め前の生糸取引を容認する規定が打ち出された。

## 2 地方改め

そもそもなぜ地方改めが政策化されたのであろうか。それは、輸出生糸の産地銘柄が不明であったり、偽装されたりすることが常態化しており、その事が生糸粗悪化の大きな要因になっていたからであった。すでに外商の団体は、産地を明示する生糸チョップ（ラベル）の貼付を対策の一つとして提案しており、生糸改会社政策の地方改めはこの外商の提言に従うものでもあった<sup>48)</sup>。この意味では地方改めというより生産地改めと呼ぶ方が本質をよく表す。生産地改めのためには主要な蚕糸府県の中に複数の地方KKが作られなければならなかった。

ここで地方改めと流通段階の関係を典型的に整理しておこう。試みに第1図を作成した。点線で囲まれた領域は一つの産地、あるいは藩領域や一つのKK区域を示す<sup>49)</sup>。「改め所」は地方KKや藩会所による改め組織などを意味する。太い矢印で示した「出荷」とは、ある程度はなれた他の集荷地へ売却し、輸送することを意味する。「出荷」に際して生糸は荷造りされる必要があり、輸送距離が大きくなると馬背や舟運による運輸の経済性のゆえに「筒立」や「駄荷」が単位として意味を持ったと考えられる。

Aは産地内において小生産者から買集めた商人が産地改めを受けて「出荷」する場合で、これが幕藩制下において最も基本的な形態であったと思われる<sup>50)</sup>。Bは小規模生産者からの買集めが産地を越えて行われる場合だが、少量の遠距離輸送は経済性がないから、これは産地領域が境を接して「出荷」距離が比較的小さい場合に限られる。Cは小生産者によって生産が行われる産地内において「売却前に改めを行う」と



第1図 地方改めと流通

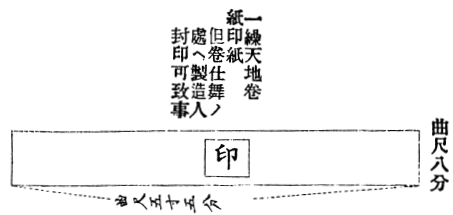
地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

いう規定が厳格に行われた場合を想定したものである。以上は生糸生産が小規模生産者によって担われる場合であるが、Dは生産が大規模に行われ、生産者が自ら遠地へ売却・出荷する場合である<sup>51)</sup>。右側に「出荷」を受ける前橋と横浜を類型として図示してみた。明治6年頃の実際の前橋商人はABDも行っていただろうが、当時の構造的矛盾を代表する存在としての前橋を類型化したものである<sup>52)</sup>。言うまでもなく「横浜」の「改め所」のみは「開港場改め」である。さて、生糸改会社政策はどのような地方改めを想定し、実施したのだろうか。

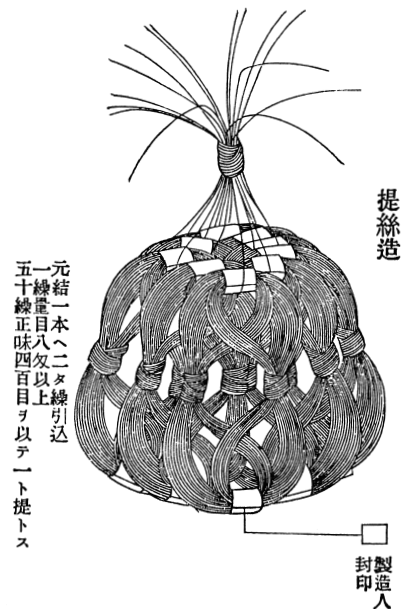
3 地方改めに関する大蔵省の方針

1873年5月頃から大蔵省租税寮は、府県を介して地方KKに規則案を提出させ、これを修正させた上で認可を与えた。この過程で租税寮が各府県へ出した指示の要点が「大蔵省考課状」（以下「考課状」）に記されており、その具体的な方針の一部を知ることができる。「考課状」と「長野県庁文書」によると、実際の認可作業は、各KKから加盟者（＝鑑札下付予定者）名簿・会社幹部（社長・副）人名・会社印影などを上申させてまずKKの設立を許可し、規則案を修正させてから認可を完了するという手順を踏むのが普通であった<sup>53)</sup>。以下、「考課状」を主な史料として、地方KK規則作成に当たっての租税寮の方針を追跡してみよう。なおこの史料は租税寮の各府県に対する指示などを3カ月単位に要約したものであり、残念ながら各府県の伺いと租税寮の指示の正確な月日が不明である。

まず地方KK印の押印方法についての指示が注目されるが、あらかじめ提糸の荷造方法と生糸製造取締規則の規定を確認しておく<sup>54)</sup>。この規則の布告文は提糸造用の第2図などを示しながら「製造人ハ右印紙買請、其国所名面ヲ記シ候押印致シ、〔提糸造は〕生糸1繰毎、亦ハ〔島田造・鉄砲造などは〕中結ニ、雛形ノ通結用可申事。但、卷目ヘモ製造人封印可致事」（第三條）とした。政府から購入する生糸印紙は縦8分横5寸5分で中央に「免許印」があるが<sup>55)</sup>、製造者は製造者印（6分四方）を押した生糸印紙を1繰（8匁）ごとに巻き、「卷仕舞」のところにも製造者印で封印するという規定であ



封並會 印製社 寸造改 法入印  
曲尺八分



第2図 提糸造の「印紙巻用」

出所)『法令全書 明治六年』

る<sup>56)</sup>。前述のように同規則の条文は会社改めや会社印に言及していないが、その付図（第2図）には会社印が製造者印と同寸として示されており、また（提糸造）元結への巻紙についての言及も図示もない。冒頭で引用した横浜KK規則の第二條にも「右結紙〔＝生糸印紙〕え其地方生糸会社之押印」とあり<sup>57)</sup>、次に見る鳥根県の伺いにも「提造ハ改印押捺ノ地ナキニ付」とあるので、当初租税寮は、（提糸の）1繰ごとに付ける生糸印紙に会社印を押すことにしていたと思われる。ちなみに、第2図のように結ばれたものが当時の提（サゲ、提糸造）であり、20～30提集められて1箇（約9貫）の荷とされた<sup>58)</sup>。

さて「考課状」によれば次のような指示がなされた（以下井川が会話形式に要約した）。

M6.4～6・第108号<sup>59)</sup>

長野県「提糸は1繰毎の上下に印紙巻用し、会社印は巾2寸5分長1寸2分に作り、元結の総括上を紙で巻き会社印を捺し、1提1印としたい。」

租税寮「会社印は追加規則雛形の通り縦曲尺8分横3分に改正した。また製糸人は1繰ごとに上下2カ所へ捺印し、会社印は総括の所へ改印すべし。」

M6.7～9・第121号

鳥根県「提造印紙は改印押捺の余地がないので、元結の結び目に巻紙し改印したい。」

租税寮「その通りにせよ」<sup>60)</sup>

これらによって、50繰（400匁）集めて結んだ（提糸造の）元結に紙を巻き、これにKKの会社印を捺すことに改正され、同時に会社印の寸法が縦長の縦8分横3分に（おそらく縦書用に）改正されたことが分かる<sup>61)</sup>。

この会社印押印方法の改正は、実質的には、提未満の生糸が買い集められて提に纏められた段階で改めをすることを容認するものであろう。同様に改め前の小規模売買を認める指示の事例として、次のものがある。

M6.7～9・第102号

宮城県「当地では鉄砲造1束未満を売買する者が多く、これを買って1束に改装する者はさらに中結化粧紙で纏める。また1束に纏まった荷を会社で改めた上、上中下等に分けたり、分解したりする。これからは、製糸人は1繰ごとの小札に国所姓名を記すだけに止め、これを買って集めて1束に纏造する者を製糸人とみなし、彼らに（製造者印付きの）生糸印紙と〔会社押印がなされる〕化粧紙を巻用させたい、とKKが願っている。」

租税寮「製糸人に1繰ごとに生糸印紙を巻かせ、これを購入して鉄砲造に改造する者は、当初の生糸印紙を破棄し自身が新たな製糸人として生糸印紙と化粧紙で巻く規則であり、製糸人らが小札へ其姓名を記載する便法は許可できない」

鉄砲造の場合、1把（300匁）ごとに巻かれる生糸印紙（「中結印紙」）に製造者押印がなされ、さらに化粧紙が巻かれ、KKの改め印は化粧紙に押される規定であった<sup>62)</sup>。繰単位で結いなおせる提糸造とちがって、生糸印紙を巻いた小束を一定の大きさの鉄砲造に仕立てるには、当初の生糸印紙を破棄せざるを得なかったであろう。この指示どおりにすれば、形式的には製造者が「印紙巻用」を行い且つ改めを受ける者になることになるが、当初の製糸人が化粧紙を巻かないとすれば、彼は改めを受けずに「鉄砲造に改造する者」に売却することになる。



M6.7~9・第126号

栃木県「1箇未満の生糸を買集め1箇に総括する者を製造人とみなし、国所姓名を記させたい。」

租税寮「その通りにせよ」

この指示の場合も、1箇未満の所有者（小生産者ないし小商人）から1箇に買纏める商人への売買が改めに先行する。製造者押印がなされて初めて改めが可能となるからである。1箇は約9貫だから、提などを基準とするより遥かに緩やかに改め前の売買が許容される。

このように改め前の小規模売買を容認する指示が確認できるが、その売買が1KK管内に収まらない場合には別の原則から問題とされた。すなわち、次の指示に見られるような生産地改めの原則である。

前述のように、八王子KK規則（改正後）の地方改めに関する規定は矛盾して読める条文を含むものであったが、この点について足柄県と租税寮の間に次のようなやり取りが行われた。

明治6.7~9・第147号

足柄県「八王子KK規則には矛盾がある。第十四則に輸出用は売買の後にKKへ送って改めを受けても構わないとあり、改めを受ける所が、売買の行われた地方のKKでなく、購買者の選んだ他のKKであっても構わないと読める。もし、生産地のKKで改めを受けずに売却が行われ、遠隔の地にある別のKKで改めを受けて輸出するときは、生産地のKKにおいて原料繭と生産された生糸の品位や生産量の関係を十分把握することができなくなり、KK会社設立の趣旨に悖ることになる。だから、国内用輸出用を問わず他県の者が購入する場合でもその生糸を購入した所の改会社において改めを受けてからその売買を行うようにすべきではないか。」

租税寮「海外輸出の生糸は、その土地の事情によって仲買の者が買集めて会社の改めを請求する場合、その当初の改めは購入した地方において行われなければならない。そのように社中の者に示諭せよ。」<sup>63)</sup>

足柄県の伺いは地方改めの本質を衝いたものであったが、その主張どおり、租税寮は改め前の買集めを認めながら、生産地のKKにおける改めは省いてはならない、買集めた者はその生糸の生産地で改めを受けなくてはならない、とする方針を取ったのである。もっとも、他の地方KKにおける再度の改めを禁止した訳ではなかった。

このように、大蔵省の地方改めについての方針は、生産された区域内のKKにおいて最初の改めが行われることを求め、その区域内の買纏めのための小規模売買が改め前に行われることについて「容認してもいい」とするものであった。「容認してもいい」という微妙な表現をしたのは、さきの指示に矛盾する次のような指示も見出せるからである。

M6.4~6・第114号

山形県「本造は規則どおりKKで点検するが、小繰で売買するものは「印紙巻用」のみで会社改めなしとしてかまわないか。」

租税寮「小繰でも会社改めせよ。」<sup>64)</sup>

M6.7~9・第121号

島根県「生糸を各地に売却するので生糸印紙による改めをする御趣旨であろうが、管内に

「おいて多く行われる小繰の売買の場合でも生糸印紙へ会社印を押すのだろうか。」  
租税寮「小繰で売買する生糸は規則通り1繰毎に印紙を付け製造者印を押して会社に送り、会社は製造者印の左右適宜の所へ会社印を押して、売買を許可せよ」

M6.10~12・第13号

京都府「KK規則の追加を上申する」(内容不明)

租税寮「1把未満の生糸たりとも会社の改印なしには売買できないので、規則追加は認められない。」<sup>65)</sup>

これらでは、提などにまもらない少量の生糸荷について売買前に会社印を押すことを求めている。とくに鳥根県の場合は、KK区域内の売買であるのに売却前の改めを厳守することが指示されている<sup>66)</sup>。大蔵省が各地に対して完全に統一した基準を示したとは言いがたい。

要するに、大蔵省は第1図C・Dのような改めを理想としながら、Aのような改めも容認したと考えられる。

## 五 おわりに

以上、地方KK規則と地方改めの実態について検討してきた。認可済で確定された地方KK規則がほとんどないため、確定的な結論を出すのは困難である。しかし、研究の深化に向けて、次のような仮説を提示することは無駄ではないであろう。

- ①生糸改会社政策の当初において、地方改めは、「印紙巻用」を義務付けられた「製造者」がその所属する地方KKにおいて改めを受けるものとして、すなわち生糸の売却前に改めが行われるものとして設定された。
- ②このような原則は、地方KK規則の作成の過程で、多くの産地の抵抗に遭い後退を余儀なくされた。そこでは、小生産者による生産が支配的であり、他の集散地への販売・出荷は小生産者から買い集める商人が担っていた。地方改めは、改め前における小生産者から商人への買い集めを可とするものに後退した。
- ③とは言え、生糸改会社政策は、製造者による「印紙巻用」と、生糸の生産地における地方改め、という一線を維持した。

最後に、この仮説の含意について触れて、本稿を閉じることとしたい。

後退はあったとしても、このような地方改めが確立すれば、横浜に集まるすべての生糸についてその産地が明確になる。生産地で改めを受けた生糸が他地方の商人によって買われ、その商人の属するKKで再び改めを受けて横浜に出荷される場合、を想定してみよう。この再改めはどの程度の意味を持つだろうか。仮に生産地でのKK印が破棄されて再改めのKK印が押されたとしても、製造者印の「国所」によってそのKK印が生産地のものではないことが暴露される。生糸粗悪化への対策として外商から産地チョップが提案されている状況下で、このような再改めが重視されないことは容易に想像できる(「前橋商人の衰退・変質」)。これは、産地ごとに独特の荷装法を持っていた幕末開港以前のシステムへの復帰というよりは、(産地と生産者が完全に分離していない場合における)現代にも通ずる品質管理システムの再確立ではある(「混乱からの回復」)。しかし、それには止まらない。生産地KKは輸出生糸の品質の代名詞となるであろうが、この生

産地KKブランドは製造者印に裏付けられたブランドなのである。結局、産地・生産者と国内流通の終点である横浜売込商は、直接取引を強く志向するであろう。また、改めの主体と製造者が一致するような生産の組織化が一般的に進むであろう。そのような産地・生産者と売込商の関係の単純化があってこそ、製糸金融は製糸業を発展させる大きな要因となりえたと思われる。

### 【文献】

- 井川克彦 [2004②]; 「初期生糸改良と居留外国商人—生糸改会社前史—」(高村直助編著『明治前期の日本経済—資本主義への道—』日本経済評論社)
- 井川克彦 [2005②]; 「甲州生糸改会社関係資料について」(『横浜貿易史研究』第1号)
- 井川克彦 [2006①]; 「明治初期における日本生糸の粗悪化と産地銘柄」(『日本女子大学紀要文学部』第55号)
- 石井孝 [1961]; 「明治政府の蚕糸貿易規制」(『横浜市史』第3巻上、横浜市)
- 沼謙吉 [1974]; 「八王子駅生糸改会社」(『神奈川県史研究』第24号)

### 【史料】

- 「長野県庁文書」; (長野県立歴史館蔵)
- M6-1; 「明治六年 生糸之部 壹」
- M6-2; 「明治六年 生糸之部 貳」(末尾に7年の両県の追加規則を綴っている)
- M6-3; 「明治六年 生糸之部 参」
- M7-1; 「明治七年 生糸一件 壹」
- M7-2; 「明治七年 生糸一件 貳」
- M7-3; 「明治七年 生糸一件 参」
- 「考課状」; 記録材料・大蔵省考課状 (国立公文書館蔵)
- M6.4~6; 其二十五冊ノ五・租税寮・勸業課・生糸ノ事 (勸業課・第130~133号)
- M6.7~9; 其二十二冊ノ十一・租税寮・勸業課・生糸ノ事 (勸業課・第97~165号)
- M6.10~12; 其二十二冊ノ二十二・租税寮・勸業課・生糸ノ事 (勸業課・第1~26号)
- 「信蚕史」; 江口善次ほか編『信濃蚕糸業史』下巻 (大日本蚕糸会信濃支会、1937)
- ※史料閲覧にあたり、長野県立歴史館、国文学研究資料館、国立公文書館、横浜開港資料館にお世話になった。謝意を表したい。

### 注

- 1) 問題提起の前提となる先行研究については井川克彦 [2004②] [2006①]。
- 2) KKの名称は一義的に確定されず、本社所在地の名を「生糸改会社」に添えるのが普通であった。これは横浜KKと一体であることをタテマエとしたためであろう。たとえば松本KKの場合、「松本町生糸改会社」とも「松本生糸改会社」とも表現されている。以下では原則として本社所在地の「町」「村」「駅」などを省いた地名を用いて個別のKKを表記する。それぞれのKK規則についても同様である。横浜KK規則は横浜と地方の生糸商人たちが協議して作成したものとされ、地方KKに関する規定も含むので、横浜を冠するのは不適切な面があるが、区別のためにこのように表現しておく。
- 3) 巻紙印紙とも呼ばれたが、島田造・鉄砲造の中結印紙を含め、政府から下付されて製造者印が押されるものとされたものを「生糸印紙」と総称しておく。
- 4) 以下引用の句読点・下線・〔 〕は引用者による。
- 5) 沼謙吉 [1974]。以下の改正後の条文もこれによる。
- 6) 「考課状」(後述)の4~6月分に不許可・条文修正の指示が見られる(M6.4~6・第96号[神奈川県])。

- 7) 八王子KKとその規則が範例とされたのは、八王子が横浜とともに神奈川県に属し、同県令から租税頭に転じた陸奥が生糸改会社政策を担当し、陸奥と親しい大江卓が同県権令になったという事情のゆえと思われる。
- 8) 『神奈川県布達 明治六-七年』(横浜開港資料館蔵、318.5/7/M6.8) に印刷された改正前の八王子KK規則がある。
- 9) 「長野県庁文書」の詳細については稿末参照。
- 10) 松本KKでは福島町(筑摩郡)・會田町(同)・麻績町(同)・大町(安曇郡)・木下町(伊那郡)・高遠町(同)、諏訪KKでは上諏訪町(諏訪郡)・岡谷(同)、飯田KKでは阿島村(伊那郡)・宮田村(同)、高山KKでは古川町(吉城郡)・舟津町(同)・萩原町(益田郡)・下原町(同)・椿原村(大野郡)の計15分社。
- 11) 「書面高山生糸改規則之趣聞届相成奥書之被下付相成候ニ付下渡方可取計事」(M6.12.12、高山出張所→筑摩県、「長野県庁文書」M6-2)。
- 12) 本稿で表に要約したKK規則条文については別の機会に全文活字化する予定である。
- 13) 「信濃国飯田町飛騨国高山町生糸改会社規則、先般御聞届相成候松本諏訪会社規則ニ準シ取調…」(M6.9.20、筑摩県→租税寮、「長野県庁文書」M6-2)、「生糸結社規則申上件」([M6].8.27、飯田出張所→筑摩県、「同」M6-2)。同時に手代分鑑札下付に添書を発行する手続が租税寮から指示されたことも記されている。
- 14) ただしT3(13)は「折々会社え集會シ御頒布相成候御規則ハ勿論當時之商法之意味篤と申合…」という条文に、租税寮のもと推定される下げ紙が付され、下線部の削除が指示されている。地方KKと「商法」を区別する方針は、後述の「考課状」にも見られる(注31参照)。
- 15) 同じくT3(13)に「此條刪除ヘシ」という下げ紙が付されている。
- 16) そのほか「定日」規定の存在(T3(4)・T5(4)・T6(4))が指摘できるが、最終的にどうなったかは不明である。
- 17) 水内郡長野町・同飯山町・同新町、高井郡須坂町・同中野町、埴科郡松代町・同屋代村、更級郡稲荷山駅、小県郡飯沼村・同上田町、佐久郡岩村田町の11社。
- 18) 「先般生糸改会社規則追補差上、其御筋へ御伺被成下候所、箇条之内御付紙ヲ以テ増減被仰渡候趣被仰聞候ニ付、各社長副衆議仕、別紙規則箇条取設候ニ付、御採用之上、其御筋へ御申立被成下候様一同奉願上候」(M6.6、長野県下KK→長野県、「長野県庁文書」M6-3)。
- 19) 「生糸改会社規則之儀ニ付伺」(M6.7、長野県七等出仕大久保利貞・同県権参事樋崎寛近→租税権頭、「長野県庁文書」M6-3)。1社2冊ずつ計22冊の「規則追補」と同数の「改印鑑」が提出された旨記され、朱筆で「八月十二日御證印済」「御打合済。八月十日到着本冊者各社江下ケ渡ス」と書込みがある。
- 20) 明治6年3月1日付け神奈川県権令大江卓の布達の第五條に「生糸製造人名前一村毎ニ戸長ニ而取調来ル三月十五日迄ニ無相違差出可申事」とある。これは八王子KK規則(改正前)と同時に出されたもので「生糸并玉島田糸与も八王子其外会社之改ヲ不請して売買不相成事」(第二條)など10条を持つ(前掲『神奈川県布達 明治六-七年』所収)。
- 21) 「以書付奉願上候」(M6.5.14、[長野県]各KK社長副10名〔欠岩村田KK〕→長野県参事樋崎寛直、「長野県庁文書」M6-3)。
- 22) 「以書付奉願上候」(M6.6.2、[長野県]10KK(欠岩村田KK)社長・副→長野県権令立木兼善、「長野県庁文書」M6-3)。結果は不明。
- 23) N2にさらに付箋がありgの削除などが指示されている。
- 24) 「以書付ヲ奉申上候」(M6.6.18、各KK惣代屋代村唐木銀三郎→長野県権令立木兼善、「長野県庁文書」M6-3)には、「御書付ヲ以御指揮被成下候ケ條之内社中積金方法儀者、同盟人より身元金与シ而為差出不申候而者右方法難相立、就而者各会社社長副衆議之上ニ無御座候而者決評仕兼候間、中野松代両

- 所除之外至急御召出被成下候様奉願上候」とある。
- 25) 〔無題〕〔M6〕.8.10、権参事→租税課、「長野県庁」M6-3。
  - 26) N1(4)については、後述する1874年の長野KK規則案(N4)がほぼ同じ内容の条文(4)を持っている。N1(2)については、N1(2)自体に「改印不致ハ勿論規則総テ違犯ト看做可申事」という朱筆下げ紙が付されている。
  - 27) G1~G9によれば、出張所ないし分社をもつのは、下仁田KK(宮崎村出張所)、伊勢崎KK(境町分社)である。
  - 28) 複数社長の月番としているのはG1(前橋)、G3(富岡)、G4(藤岡)、G7(高崎)である。
  - 29) 正確に言えば、G2(伊勢崎)のみは「生糸について」、他の規則案では「横浜出荷用生糸について」社長が割印するという条文である。
  - 30) G5(4)「一、横浜輸出之糸荷之儀者、会社ニ於テ荷造り、社長より送證書相添割印いたし荷主へ相渡可申事」。
  - 31) これと関連する次の事実がある。大蔵省は蚕糸売買少量ゆえ既に結社している開産会社内に改所を置きたいとする茨城県に対し、大蔵省は「〔改会社〕官ニ於テ社則等ヲ公布スヘキ規則ニアラス、且商法上ニ関涉シ難キニ付」としてこれを許可せず、KK設立を指示した(「考課状」M6.7~9・第101号〔茨城県〕)。
  - 32) 「〔長野県内11KK規則書を認可するので〕各通興書ヲ付シ下付スルニヨリ之ヲ交取シ其改印ハ内外用ノ区別ナキ故ニ朱黒二印ノ内一類ニ決定シテ之ヲ稟報セヨ(八月下旬)」(「考課状」M6.7~9・第133号〔長野県〕)。M6.10~12・第23号〔栃木県〕も同様。
  - 33) 次の下げ紙がある。第一條に「生糸取締之義ニ付今般被仰出候御規則云々与之主意ニ有之候得者、本文之趣ニ而者生糸売買鑑札渡方規則与混同いたし候条再案之事」、第四條に「社…〔以下欠損で不能読〕」、第六條に「会社諸費之儀ハ本文之通月々取扱、元払精勘定之儀ハ十二月中決算之上、県庁江差出、検査ヲ請ケ可申事」、第七條に「当分手数料トシテ取立候代価千分之三ハ会社諸費引去、有余有之候節ハ翌年之費用ニ充可申答ニ候事」、文末の「右之通相定候上者…科料取立可申者也。」の後に「科料之文字ハ不都合ニ付過怠料ト相認メ可申事」。また、群馬県下のKK規則の大蔵省認可は「官省御指令本書」(国文学研究資料館 33J-118)にある。
  - 34) 石井孝 [1961]。
  - 35) 「長野県庁文書」にある大蔵省からの文書の名義が租税頭陸奥から同権頭松方に代わるのは1873年6月初旬である。
  - 36) 両県の動向は「長野県庁文書」M7-1、M7-1、M7-3による。
  - 37) 石井孝 [1961]、井川克彦 [2004②]。
  - 38) 〔無題〕(生産方→県参事、[M7].1.10、「長野県庁文書」M7-3)、「生糸製造人并会社長副江説論趣意」(10KK16名→長野県知事榑崎寛直、M7.1.8、同)、「以書付奉申上候」(10KK17名→長野県参事榑崎寛直、M7.1.10、同)。
  - 39) 「乍恐以書付奉申上候」(横浜KK惣代星野惣七→長野県参事榑崎寛直、M7.1.10、「長野県庁文書」M7-3)。
  - 40) 山梨県でも内務省勸業寮官員と横浜KKの上原四郎左衛門が出張し、「規則改正」について若尾逸平らと協議したことが分かっている(井川克彦 [2005②])。
  - 41) 「申合規則」(「長野県庁文書」M7-3)、「證」(横浜KK33名惣代手塚清五郎ほか2名→地方KK、[M7].5、同)。これらは「信蚕史」325頁、330頁以下に引用されている。
  - 42) 「生糸改会社法方之義ニ付本年四月中唐木銀三郎深町茂太郎横浜会社出頭諸州会社々長決議之規則別冊之通内務省聞届ケ之上浜社より到来候ニ付村々同盟人共江夫々配達仕度候間活字ニ御仕立被成下候様奉願上候也」(「以書付奉願候」、長野KK社長宮下瀧三郎・屋代KK取締唐木銀三郎→長野県参事小倉勝善、M7.9.1、「長野県庁文書」M7-3)。

- 43) 以上のやり取りは「長野県庁文書」M6-2、M7-3にある。T8の末尾には「明治七年二月廿日 書面何之通 内務卿木戸孝允印」と朱書されている。
- 44) T8、T9とほとんど同一の条文である資料（T11）が「平野村誌編纂資料 二十五」にある。同誌編纂の際に北沢太刀之助氏所蔵の原文書を筆写したもので、その表記によれば原文書には「書面追補 条々租税寮ニ伺之上追而可及沙汰事 明治七年一月十九日」という付箋があった。これは筑摩県の指示であろう。「長野県庁文書」M6-2には1月19日付けで松本KK・諏訪KKが「社則追加」の認可を筑摩県に求める文書があり、T11はT9の写しと思われる。
- 45) 松本KKに属した福島分社、飯田KK、高山KKとの交渉は県庁から各出張所を通過して行われたが、松本・諏訪KKとは県庁が直接交渉した。
- 46) 条文の前書きに「別紙之通規則追補増加取設当御県庁江申立御採用相成候得共此上租税御寮江御進達簡条之内増減被仰付候ハ重而可及御通達候也」とある。下げ紙は第六條「是迄之同盟人退社致候儀者不相成筈ニ候処、若不得止事筋ニ而休業致候者者退社可為致候得共、元來結社之儀者御国益ヲ謀候義ニ候得者、万一結社方法ニ差響候御布令面等有之候共、開港場会社并ニ諸州会社決議之上ニ無之候而者自己之便利ヲ以退社致シ候義ハ不相成事」の下線部を「故於有之ハ社中衆議之上退社可致、尤社則之義者各社申合取結御許可ヲ得候事故」と、第三條「外国人者勿論右召使支那人日本人…」の下線部を「本邦人支那人」と直すように指示している。
- 47) これも「信蚕史」306頁以下に引用されているが個別KKの規則である点につき正確さを欠く。①表紙の中央に「社中協議社則」という題名があり、左右に日付と「第五十四区水内郡長野村生糸改会社」が記されている。②表紙の後にある前書きの末尾に「長野 生糸改会社」と記されている。③前書きの後にある条文の末尾に同じ日付と「第五十四区水内郡長野村生糸改会社同盟人各村惣代」と記され、規則書が終わっている。用紙は「長野生糸改会社」と記された用箋である。
- 48) 井川克彦 [2004②] [2006①]。
- 49) 重要な事実だが、江戸・横浜を取り囲む生糸産地は基本的に小さい所領に属した。
- 50) この場合、商人がさらに階層的な構成をなしていたかも知れないが、ここでは措く。
- 51) 「生産者」には出釜（問屋制）の経営者や改良座繰結社のような組合組織も含まれる。
- 52) 井川克彦 [2006①]。
- 53) KK規則の認可は提出された規則書に租税寮が奥書し、府県経由で下げ戻して完了した。租税寮は規則案提出に当って正控の2冊を求めた。同年秋以降になると設立と規則を同時に認可する事例が増えた。
- 54) 提糸造のほか鉄砲造・島田造の生糸や繭などについても定められたが、輸出生糸の中心は提糸であった。
- 55) 布告された規則の前段階の案がある（『農務顛末』第3巻、農林省、1955、815頁以下）が、その付図には「免許印」と記されている。
- 56) 筑摩県のKK規則（案）には巻紙の種類についての規定がある。
- 57) 原文において「右印紙」が第一條で述べられている生糸印紙であることは明らかである。
- 58) 上田周辺ではふつう40繰で1提（320～400匁）としており、これを容認して欲しい旨KKが要求したが、租税寮は50繰400匁の規定を変えなかった（「考課状」M6.4～6・第100号 [神奈川県] および「県庁文書」M6-3）。
- 59) 「考課状」所収資料の本文中における表記については稿末の一覧を参照されたい。
- 60) この他「考課状」M6.4～6・第100号 [神奈川県] にも同様の指示が見られる。
- 61) 前にみた筑摩県のKK規則は、会社印の寸法は区々だが、いずれも提糸造元結の巻紙に会社印を捺す旨の規定を持っている。また次の注も参照されたい。
- 62) 「生糸取締規則追加」（明治6年4月17日太政官第135号）で鉄砲造の改め方が改正され、島田造と同様に1繰（5匁）ごとに生糸印紙を用いず、1把（60繰＝300匁）ごとに生糸印紙（「中結巻紙」）を巻

地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通

いてこれに製造者押印を行い、さらにその上から政府下付の化粧紙を巻くことになった。この布告の付図には、鉄砲造の会社印は化粧紙に押すこととともに、縦8分横3分の会社印が示されている。なお「信蚕史」248頁の引用文には大きな誤り（途中欠落）がある。

- 63) 原文は「海外輸出ノ生糸ハ其土地ノ事宜ニヨリ仲買ノ者之ヲ買集メ会社ノ点検ヲ請フ者アルモ其当初ノ点検ハ之ヲ買了セシ地ニ於テ担当スヘキ故ニ不管理ナキヲ要シ之ヲ社中ノ者ニ示諭セヨト指令セリ」。
- 64) 同時に次のような問答もあった。山形県「鉄砲造・島田造などを会社改め後に商人が改装して10繰で売買する場合、会社で荷解きし、本造の時にあった生糸印紙・製造者名を小繰の生糸印紙へ移し、小繰ごとに印紙を用い、費用は荷解申請者負担としたい」。租税寮「改め後に荷解きして小繰で売買する場合でも、島田造なら規則によってすでに小繰に生糸印紙が付されている筈だから、会社再改は不要。鉄砲造の場合は小繰用の生糸印紙がないので荷解きの際、小繰ごとに生糸印紙を付け会社再改を受けよ。費用負担は伺いどおりにせよ」。
- 65) この他「考課状」M6.7~9・第140号「京都府」も同様である。
- 66) 『農務顛末』第3巻836頁以下所収史料によれば島根県のKKは本社1、分社0である。